

令和6年2月26日

お知らせ

(労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定の修正について)

令和6年1月30日付け東京労働局長による是正指導に基づき、下記のとおり労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定を修正したのでお知らせします。なお、本件修正に伴う派遣労働者の待遇等の変更はありません。

記

○修正内容

- ・別紙「令和5年度_労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定」に修正箇所記載
- ・別紙「令和5年別表(職種別賃金比較)」に修正箇所記載

なお、この覚書による労使協定の改定及び運用は、労使協定の発効日から適用する。

〈問い合わせ先〉

株式会社フォーディー

派遣元責任者 十万 正章(トマン マサアキ)

電話番号 03-5946-8231